

倉敷市水道事業の建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱

平成3年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、倉敷市水道局（以下「局」という。）が発注する工事であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「局工事」という。）であるものの請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札に参加できない者)

第2条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第207号。以下「市要綱」という。）第6条の入札参加資格審査を受けていない者
- (3) 市要綱第8条の規定により入札参加資格を取り消された者
- (4) 倉敷市暴力団排除条例（平成23年倉敷市条例第45号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(入札参加の停止)

第3条 倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を3年以内であって管理者が定める期間、入札に参加させないこと（以下「入札参加の停止」という。）ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 管理者は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置が執られ、入札の遂行、契約の履行及び局工事の施工上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格審査)

第4条 入札参加者は、市要綱第5条の手続きを経て同要綱第6条の入札参加資格審査をもつ

て局の入札参加資格審査とする。

- 2 入札参加資格の有効期間は、その年の6月1日から翌年の5月31日までとし、入札参加資格を有する者は当該期間に公告し、又は通知した入札に参加することができる。

(入札参加者の合計値)

第5条 入札参加者の合計値は、市要綱第6条第1項の規定により算出された合計値に次の表に掲げる点数を加減して算出した値とする。

加減内容	
検査合格日が前年の4月1日から翌年の3月31日までの局工事（完成時の請負代金額が500万円未満の工事は除く。）における工事成績評定点の平均点（業種別）に応じ、付加される加減点	
工事成績評定点（平均点）	加減点
90点以上	20
85点以上90点未満	15
80点以上85点未満	10
75点以上80点未満	5
65点以上75点未満	0
60点以上65点未満	－5
55点以上60点未満	－10
55点未満	－15

- 2 入札参加者の等級は、前項の規定により算出された値を、市要綱第6条第2項の表の左欄に掲げる建設工事の種類別に、同表の中欄に掲げる点数区分に応じ、同表の右欄に掲げる等級とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、水道施設工事における入札参加者の等級は、第1項の規定により算出された値を、次の表の左欄に掲げる点数区分に応じ、同表の右欄に掲げる等級とする。

点数区分	入札参加者の等級
750点以上	A
650点以上750点未満	B
650点未満	C

(等級別発注区分)

第6条 入札参加者の等級別の入札参加資格は、市要綱第7条の規定を準用するものとする。

ただし、水道施設工事の入札参加者の入札参加資格にあつては、次の表の左欄に掲げる工事設計金額区分に応じ、同表の右欄に掲げる入札参加者の等級に該当する者とする。

工事設計金額区分 (消費税額及び地方消費税額を含む。)	等級区分
500万円以上	A
6,000万円未満	B
1,000万円未満	C

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(一般競争入札)

第7条 入札参加者（一般競争入札に限る。）は、市要綱第4条第2項に規定する要件のほか、令第167条の6及び倉敷市水道事業の契約に関する規程（昭和53年倉敷市水道局管理規程第1号）第4条の規定に基づく局の公告において発注工事ごとに定める要件を備えていなければならない。

2 一般競争入札における地区要件の設定は、特殊工事、災害復旧工事その他これにより難い事由がある場合を除き、倉敷市建設工事等請負契約入札参加業者等選定要領第5条の規定を準用し、水道施設工事における地区区分は、次の表のとおりとする。

工事設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）	地区区分の分類
1,000万円以上6,000万円未満	別表に掲げる大分類地区

(大規模な工事の入札参加資格等)

第8条 大規模な局工事について、建設業者が連帯して共同企業体を結成し、当該工事に参加する場合の基準その他必要な事項については、倉敷市建設工事共同請負制度事務処理要綱（昭和52年倉敷市告示第190号）の例によるものとする。

(入札参加の停止等の審査会)

第9条 入札参加の停止その他管理者が必要と認めた事項の審議は、倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程（昭和50年倉敷市水道局管理規程第15号）第2条に定める建設工事委員会における局長委員会が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 2 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 1 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市水道事業の建設工事請負契約指名競争入札参加資格に関する要綱の規定は、平成 1 8 年度の入札参加資格審査申請分から適用する。
- 3 第 6 条第 1 項に規定する前年度工事成績評定点については、倉敷市水道局工事検査規程（昭和 5 1 年倉敷市水道局管理規程第 2 2 号）に基づき評定された評定点のみを対象とし、真備町の編入の日前に真備町が発注した工事に係る評定点は、対象としないものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市水道事業の建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱の規定は、平成25年度の入札参加資格審査申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年1月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項第2号の規定は、平成27年度の入札参加資格審査申請分から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月21日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第7条関係）

地区区分		区 域
大分類地区	中分類地区	
倉敷地区	倉敷地区	阿知1丁目 阿知2丁目 阿知3丁目 鶴形1丁目 鶴形2丁目 本町 東町 川西町 稲荷町 南町 白楽町 老松町1丁目 老松町2丁目 老松町3丁目 老松町4丁目 老松町5丁目 田ノ上 田ノ上新町 安江 八王寺町 大内 川入 日吉町 石見町 寿町 北浜町 日ノ出町1丁目 日ノ出町2丁目 浜ノ茶屋 浜ノ茶屋1丁目 浜ノ茶屋2丁目 浜町1丁目 浜町2丁目 昭和1丁目 昭和2丁目 幸町 美和1丁目 美和2丁目 大島 福島 平田 酒津 水江 中庄 中庄団地 黒崎 鳥羽 徳芳 羽島 二日市 加須山 倉敷ハイツ 有城 亀山 帯高 西坂 浅原 生坂 三田 西岡 祐安 宮前 青江 西田 五日市 中帯江 早高 高須賀 上東 下庄 栗坂 松島 二子 山地 西尾 日畑 矢部 庄新町 中央1丁目 中央2丁目 船倉町 向山 新田 沖 沖新町 堀南 西中新田 笹沖 吉岡 浦田 福井 東富井 西富井 上富井 四十瀬 中島 黒石 八軒屋 粒浦 東粒浦 粒江 粒江団地 西阿知町 西阿知町西原 西阿知町新田 片島町 藤戸町天城 天城台1丁目 天城台2丁目 天城台3丁目 天城台4丁目 藤戸町藤戸 茶屋町 茶屋町早沖
児島・水島地区	児島地区	児島味野1丁目 児島味野2丁目 児島味野3丁目 児島味野4丁目 児島味野5丁目 児島味野6丁目 児島駅前1丁目 児島駅前2丁目 児島駅前3丁目 児島駅前4丁目 児島味野城1丁目 児島味野城2丁目 児島味野上1丁目 児島味野上2丁目 児島味野山田町 児島味野 児島味野城山 児島赤崎 児島赤崎1丁目 児島赤崎2丁目 児島赤崎3丁目 児島赤崎4丁目 児島阿津1丁目 児島阿津2丁目 児島阿津3丁目 児島元浜町 菰池 菰池1丁目 菰池2丁目 菰池3丁目 児島小川町 児島小川1丁目 児島小川2丁目 児島小川3丁目 児島小川4丁目 児島小川5丁目 児島小川6丁目 児島小川7丁目 児島小川8丁目 児島小川9丁目 児島小川10丁目 下津井 下津井1丁目 下津井2丁目 下津井3丁目 下津井4丁目 下津井5丁目 下津井吹上 下津井吹上1丁目 下津井吹上2丁目 下津井田之浦 下津井田之浦1丁目 下津井田之浦2丁目 大島 大島1丁目 大島2丁目 児島柳田町 児島稗田町 児島通生 児島塩生 児島宇野津 児島上の町 児島上の町1丁目 児島上の町2丁目 児島上の町3丁目 児島上の町4丁目 児島下の町 児島下の町1丁目 児島下の町2丁目 児島下の町3丁目 児島下の町4丁目 児島下の町5丁目 児島下の町6丁目 児島下の町7丁目 児島下の町8丁目 児島下の町9丁目 児島下の町10丁目 児島田の口 児島田の口1丁目 児島田の口2丁目 児島田の口3丁目 児島田の口4丁目 児島田の口5丁目 児島田の口6丁目 児島田の口7丁目 児島唐琴

		町 児島唐琴1丁目 児島唐琴2丁目 児島唐琴3丁目 児島唐琴4丁目 児島由加 児島白尾 林 木見 串田 尾原 曾原 福江
	水島地区	水島相生町 水島東寿町 水島西寿町 水島東弥生町 水島西弥生町 水島東栄町 水島西栄町 水島東常盤町 水島西常盤町 水島東千鳥町 水島西千鳥町 水島福崎町 水島南亀島町 水島北亀島町 水島明神町 神田1丁目 神田2丁目 神田3丁目 神田4丁目 水島高砂町 水島青葉町 水島南幸町 水島北幸町 水島南春日町 水島北春日町 水島南緑町 水島北緑町 水島東川町 水島南瑞穂町 水島北瑞穂町 水島海岸通1丁目 水島海岸通2丁目 水島海岸通3丁目 水島海岸通4丁目 水島海岸通5丁目 水島西通1丁目 水島西通2丁目 水島中通1丁目 水島中通2丁目 水島中通3丁目 水島中通4丁目 水島川崎通1丁目 福田町浦田 福田町福田 福田町古新田 北畝1丁目 北畝2丁目 北畝3丁目 北畝4丁目 北畝5丁目 北畝6丁目 北畝7丁目 中畝1丁目 中畝2丁目 中畝3丁目 中畝4丁目 中畝5丁目 中畝6丁目 中畝7丁目 中畝8丁目 中畝9丁目 中畝10丁目 福田町南畝 南畝1丁目 南畝2丁目 南畝3丁目 南畝4丁目 南畝5丁目 南畝6丁目 南畝7丁目 松江1丁目 松江2丁目 松江3丁目 松江4丁目 福田町東塚 東塚1丁目 東塚2丁目 東塚3丁目 東塚4丁目 東塚5丁目 東塚6丁目 東塚7丁目 福田町広江 広江1丁目 広江2丁目 広江3丁目 広江4丁目 広江5丁目 広江6丁目 広江7丁目 広江8丁目 呼松町 呼松1丁目 呼松2丁目 呼松3丁目 潮通1丁目 潮通2丁目 潮通3丁目 連島町連島 連島1丁目 連島2丁目 連島3丁目 連島4丁目 連島5丁目 連島中央1丁目 連島中央2丁目 連島中央3丁目 連島中央4丁目 連島中央5丁目 連島町矢柄 連島町亀島新田 亀島1丁目 亀島2丁目 連島町西之浦 連島町鶴新田 鶴の浦1丁目 鶴の浦2丁目 鶴の浦3丁目
玉島・船穂・真備地区	玉島・船穂・真備地区	玉島上成 玉島 玉島1丁目 玉島2丁目 玉島3丁目 玉島乙島 玉島阿賀崎 玉島阿賀崎1丁目 玉島阿賀崎2丁目 玉島阿賀崎3丁目 玉島阿賀崎4丁目 玉島阿賀崎5丁目 玉島中央町1丁目 玉島中央町2丁目 玉島中央町3丁目 玉島柏島 玉島柏台1丁目 玉島柏台2丁目 玉島柏台3丁目 玉島柏台4丁目 玉島柏台5丁目 玉島勇崎 玉島爪崎 新倉敷駅前1丁目 新倉敷駅前2丁目 新倉敷駅前3丁目 新倉敷駅前4丁目 新倉敷駅前5丁目 玉島長尾 玉島八島 玉島道越 玉島富 玉島道口 玉島黒崎 玉島黒崎新町 玉島陶 玉島服部 船穂町船穂 船穂町水江 船穂町柳井原 真備町川辺 真備町岡田 真備町辻田 真備町市場 真備町有井 真備町上二万 真備町下二万 真備町箭田 真備町尾崎 真備町妹 真備町服部